

最高裁秘書第386号

令和6年2月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

令和5年12月22日付け（同月26日受付、第050314号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 第76期二回試験を含めて、二回試験に3回落ちた人の数が、司法修習生の修習期ごとに分かる文書
- (2) 第76期二回試験で使用した司法修習生考試不合格通知書の書式が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）